










議会事務局			編さん番号			
起案	平成 18 年 5 月 15 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 18 年 5 月 23 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
番号	川 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）				
公開・非公開の区分	部分公開		個人情報	無		
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）					
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）					
件名	議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記） （第8回議会改革小委員会）					
伺い文	別添のとおり報告いたします。					
決 裁 欄	議 長	委 員 長	局 長	課 長	主 査	起案者 川野 道広
			 局次長 	 課長補佐  	 主任 	
合 議						公印承認
						文書主任
決裁後供覧	意見又は処理方針					

(別紙)

- |       |                                     |    |          |
|-------|-------------------------------------|----|----------|
| 1 件名  | 議会運営委員会小委員会会議録 (要点筆記)               |    |          |
|       | (第8回 議会改革小委員会)                      |    |          |
| 2 日時  | 平成18年5月15日(月)                       | 開会 | 午後 2時00分 |
|       |                                     | 閉会 | 午後 3時42分 |
| 3 場所  | 市議会第1委員会室                           |    |          |
| 4 議題  | 議会運営に関する検討事項について                    |    |          |
| 5 出席者 | 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本(佳)、金子の各委員      |    |          |
| 6 事務局 | 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、薮島補佐、金子主査、川野主任、川瀬主任 |    |          |

榎本委員長

本日は、お忙しい中ご参集賜り、ありがとうございます。

開 会 午後 2時00分

榎本委員長

それではただ今から、第8回「議会改革小委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の小委員会において、「1 本会議のあり方について」及び、「2 委員会のあり方について」のうち、検討されていない事項並びに「4 その他改善すべき課題等」のうち「政務調査費に関すること」を検討することで、ご了解をいただいたところでございます。

それでは、初めに、「1 本会議のあり方について」のうち「会議録は即日仮発行し、会期中の審議に役立てるようにすること」について検討して参りたいと思いますが、まず、提出会派であります■■■■さんから再度、ご説明願いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

■■■■ 本会議の質問等において、質疑、答弁の正確なものが即日発行されると、会派として確認した上で、質問をさらに発展させることができる。3回という発言回数縛りがある中で発言をより正確にすることができることになる。

戸田市では、議会において速記者を配置し、外部委託ではなく職員の努力によって、会議録がその日のうちに出るようにしている。本市においてもそういうことをやっていただきたい。

現状では会議録ができるまでに、かなりの日数を要している。次の定例会に配付されている状況であり、時代の流れに追いついていかななくなるということが言える。

さらに、委員会の審議を行う上でも、内容をより充実させるという意味もある。事務局の体制などを考えると大変であると思うが、議会というものの性質を考えると、財政的な問題などを乗り越えていく必要がある。

榎本委員長

ただ今、■■■■さんから説明がございましたが、これを受けて、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんからご意見等がありましたら、お願いいたします。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■の言いたいことは十分理解できる。現状、会議録は次定例会の告示の日に配付されているが、もう少し早くできれば、それに越したことはない。

しかし、物理的に可能なのかは疑問である。今の会議録も、校正等にかかなりの手間と時間を要していると聞いている。

もう少し早くできればいいと思うが、即日発行というのはいかがなものか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

これにより負担はどのくらい増えるのかということと、実際に可能なのかということに加え、一般質問の内容は、我々はある程度掌握できるものである。

早いに越したことはないが、バランスが大事である。そこまでするメリットがあるかなどを考えるといかがなものか。

榎本委員長 〇〇〇〇さんいかがでしょうか。

〇〇〇〇 考え方は賛成である。特に委員会においては重要である。審議の中で賛否を判断する重要な材料となると考えられる。

しかし、正確を期するためにどうするのか。前向きな取り組みとして大事であるが、どこまで正確性を確保するかなど、内容については検討を要すると考える。

榎本委員長 〇〇〇〇さんいかがでしょうか。

〇〇〇〇 ここに記載されているとおり、あくまで仮に発行するという理解をしている。少なくとも本会議は、発言通告をし、答弁もできている。県議会では即時発行を行なっている。川口は録音テープであり、速記ではないということを含めても、できるだけ早くすることは必要である。

本提案について、考え方は賛成であるが、方法については検討を要する。

榎本委員長 それぞれの会派から、ご意見等を拝聴いたしました。

早いに越したことはないというご意見。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんからは物理的に可能なのかというご意見がありましたが、確認の意味も含めて他にご意見はございませんか。

安田議事課長 本市では、議事録の作成を委託しておりますが、当該業者に確認をいたしましたところ、即日発行は難しいものがあり、当該業者が受託している中では即日発行を行なっている所はないとの回答でございました。

また、速記により即日発行ということは考えておりませんでしたので、人員体制等を勘案し、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

森田局次長 事務局としては、仮の発行であっても正確性を確保する必要があると考えております。即日発行については、時間的制約、人員体制などの課題があり、現在のところ難しいものと考えております。

〇〇〇〇 会派内のこれまでの話の中で、当日インターネットに掲載している所もあり、必要があれば議員が見ることもできるし、市民も見ることができ、仮発行よりも市民に開かれたものとなるという議論もあった。

インターネットに掲載することでどのくらいの人的負担となるかは分からないが、国の委員会などでも、即日発行するものは会議録ではない。後日出すものを正式な会議録としている。

会議録を市民に公開することにより、理事者の答弁もより突っ込んだものとなるだろうと考える。

物理的に不可能というが、人を入れれば可能である。それだけの必要性がある

かどうかという判断であろう。

議会改革ということで、より前進させるためにはという視点で、ホームページへの掲載の関係もあり問題提起しているのである。

全国的にはどうなのか、類似規模ではどうなのか、事務局にも研究していただきたい。実例、先進例などがあるか調べていただきたい。

安田議事課長

事務局でも勉強し、後日報告させていただきます。

榎本委員長

それでは、本日の意見を踏まえ、再度ご検討をお願いいたします。

次に、「議会用語を減らすこと」でございますが、この件につきましても提出会派であります[ ]さんから、再度、ご説明を願いたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

[ ] 難しい議会用語や行政用語は、最近減ってきてはいるが、市民にできるだけ分かりやすくする必要があると考え提案した。できる限り減らすというスタンスである。

榎本委員長

ただいま、[ ]さんから説明がございましたが、これを受けて[ ]さん、[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんからご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ ]さんいかがでしょうか。

[ ] あえて難しい議会用語、行政用語を使う必要はないと思うが、そういう言葉でなければ表せないという場合もある。最近は大いぶ減ってきていると感じるが。

どこを、どう直すということではなく、気付いた時点で直していけば良いのではないか。

榎本委員長

[ ]さんいかがでしょうか。

[ ] 表現の自由という観点もあるので、強制はできないのではないか。市民に分かりやすくすることは大事であるが、最終的には個人の自由、判断ということではないのか。

榎本委員長

[ ]さんいかがでしょうか。

[ ] 会派内の議論としては、具体的にどのような言葉が議会用語に当たるのかという話になった。執行部側についても同様である。

国においても、差別用語、例えば「痴呆症」を「認知症」と変えている。

議会用語、行政用語とはどういうものなのか、一覽的にまとめる研究をする必要があるのではないか。庁内でも、行政用語とは何かということを少し議論してもらってはどうか、というような話が出た。

榎本委員長

[ ]さんいかがでしょうか。

基本的に考え方は賛成である。特に、傍聴者のことを考えると、ほんの少し形式ばった言い方をするだけで、硬く感じてしまう。まして、理事者の答弁は長くても早いので余計に理解できない。

理事者の答弁も含めて、分かりやすくするということが大切なことである。

最近特に感じるのが、横文字の短縮である。言葉の意味が分からないと、聞いていても全く分からなくなってしまう。初めての言葉、難しい言葉は、最初に簡単な説明を入れるなど、聞いている人が分かりやすくすることが重要である。

聞いている人に分かりやすくということが大事である。

榎本委員長

それぞれの会派から、ご意見等を拝聴いたしました。ただ今のご意見は、市民に分かりやすくするという点では一致しております。

これをどのように結論に結びつけるかが問題であります。この点を詰めて参りたいと思います。今後の研究課題とする、我々が気をつける、気付いた時点で直していく、などのご意見が出ておりますが、このことについて何かご意見はございますか。

表現の自由という考え方もある。きっちりと、この言葉は良い、この言葉は悪いということは言えない。努力目標として、分かりづらい言葉を使わないよう、意識して気をつける。また、理事者にも意識していただくよう伝えるということでも良いと考える。

わかりやすい言葉を使うことは重要である。

提案者から出た意見なので賛同するが、言葉というものは重みがあるので研究する必要がある。このような議論がなされたということを執行部に伝えていただきたい。

榎本委員長

それでは、分かりやすい言葉を使用するよう意識する。また、理事者にも伝えるということでもよろしいでしょうか。

— 各会派了承 —

榎本委員長

それでは、そのようにお願いいたします。

次に、「傍聴者の写真撮影の許可制を緩和すること」でございますが、この件につきましても提出会派であります[ ]さんから、再度、ご説明願いたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

許可されないと写真撮影はできないと言われた、との傍聴者からの話を聞き、特に許可を取る必要はないのではないかと考え提案させていただいた。

榎本委員長

ただいま、[ ]さんから説明がございましたが、これを受けて、[ ]さん、

■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんご意見等がありましたら、お願いいたします。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 写真撮影、ビデオ撮影は、今でもできている。何の許可もなく、誰でもできるとなると、勝手にフラッシュを発光させたり、どのような用途で使用するのかなど把握できなくなる。許可制といっても、現状は支持者が撮る場合など、普通は断るケースはなく許可されている。むしろ、無制限に勝手に撮影されるほうが問題なのではないか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ さんの意見に同感である。議長の決裁でいいのではないか。何のために写真を撮るかということは重要であり、現状維持で良いと考える。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 「緩和」という意味がどういうことなのか分からなかったが、今でも実質的には写真を撮れる。

昔は、報道機関でも写真撮影させなかったような厳しい時代があった。

ここで言っている「緩和」はどこまでのことか分からないが、今でも普通撮影を認めている。勝手に撮らせて、2時間ひっきりなしに撮り続けるようなことがあれば心情的には不愉快であろう。

緩和がどこまでを指しているのか分からないこともあり、現状で良いのではないかという意見である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 許可制となっているが、許可という程重くなく、申し出れば良いという考えもあるが、撮影のためにうろうろされたり、携帯電話での撮影など、問題となる可能性を秘めている。何でもかんでも入れるというのはどうなのか。やはり、事前に届出があったほうが良いのではないか。

榎本委員長

許可は必要ではないか、現状どおりで良いのではないか、との意見が大半であります。これについて何かご意見はございますか。

■■■■ 先ほど「緩和」の意味について言及があったが、無条件で誰でも良いというのはいかがかということで「緩和」として提案させていただいた。届けを出させるのは一定の抑止力になるのは事実である。簡素化して一言、口頭で申し出てもらえば良いのではないかとの思いで提案させていただいたが、こうでなければならぬということではない。再度検討したい。

榎本委員長

各会派の意見を伺いましたが、意見の一致は見られませんでした。

次に、「2 委員会のあり方について」のうち、「開催日に関すること」の「

審査予備日を設けること」及び、「開催日時」について検討して参りたいと思いますが、提出会派であります■■■■さん、■■■■さんから、再度、ご説明願いたいと存じます。

■■■■さんお願いいたします。

企業会計の決算審査特別委員会では、実質的に予備日をもって運営されている。常任委員会は数字合わせではなく、現場を見ようという議論が一貫してなされてきた。議会の意思としてやるべきであると考えている。

例えば、旧田中邸のように購入することが決まってから見に行くのではなく、見してから決める必要があるのではないか。必ずやらなければならないということではなく、例えば、当初予算を通し、6月で補正するような場合は現場を見に行くことにするなどすれば良いのではないか。

現場を見ることがルールとなれば、視野も広がるのではないかという思いである。

榎本委員長

■■■■さんお願いいたします。

常任委員会の同日、同時間開催について、他の委員会に付託された議案について傍聴したい場合など、同日、同時間開催では不可能であるので、時間や日程をずらして開催すれば良いのではないかという提案である。

榎本委員長

ただいま、提出会派からそれぞれ説明がございましたが、これを受けて■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんからご意見等がありましたら、お願いいたします。

■■■■さんいかがでしょうか。

審査予備日について、予備日というもののイメージが湧かない。予備日を設ける意義が分からない。議案は告示日に配付され、議案説明された後、委員会付託されている。委員会までに議案を見る時間はあるのではないか。本当に審査予備日が必要なのもう少し詰めたほうが良いのではないか。

委員会の開催日時については、提案の趣旨は理解できるが、議会の長い歴史の中で様々な議論がなされて、現在の同日、同時開催になっているのだと考える。現状でいいのではないか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

審査予備日について、現場調査に配慮することは大事である。委員会の日程の中で出来るのならば良いが、改めてそのために日程を確保するのは難しいのではないのか。時間配分の工夫でできるのなら賛成する。

委員会の開催日時については、長年の歴史の中で現在の形となったものと考えている。会派としては、現状維持が良いと考えている。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。



審査予備日について提案した思いというのは、各委員会の裁量で行うということだと、現地を見るのがなくなるのではないかという思いがある。

どうしても、こうでなければならないということではないが、現場を見てから議論するということは大切なことであるとの思いである。

開催日時について、かつても同日開催をやめようという議論があった。市長が委員会に出席することから同日に開催していなかった時もあった。

市長が出席するために同日開催をやめるということなら分かるが、ただ単にやめるというのはいかがなものか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

審査予備日については、考え方については理解できるが、やり方は研究する必要があると考えている。

委員会の開催日時については、提案の趣旨としては、傍聴者の傍聴したい議案が複数の委員会に付託されている場合、複数出ることができないこととなる。委員会が市民に近くなるためにという思いで提案した。

今、結論を出すということではない。他の自治体の調査を行いさらに検討するということも考えられるのではないか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

審査予備日については、現地を調査し、見て、感じたことを発言に活かすということは必要であるが、やり方については検討を要すると考える。

委員会の開催日時については、少数の会派は4つの委員会全てに委員を入れることができない。別々に2委員会ずつ行うというのも一つのやり方ではないか。

執行部がどこまで出席するかにもよるし、これまでの歴史的経緯もあるとは思いますが、できれば同日、同時開催をさげ、2委員会ずつ行えば良いと考える。

榎本委員長

同日、同時開催の歴史的経緯はどうか。

渡辺議事係長

歴史的経緯について詳細は不明ですが、先例の112に「会期中の各常任委員会の開催方法については、本会議における発言の機会が保障されている限り、常任委員会制度の趣旨並びに施設の効率化のため、特に支障のない限り従来の慣行にそって同時開催するのを例としている」とございます。

また、過去に調査した他市の例として、同日、同時開催しているところと、そうではないところがありました。同日開催していない理由として、部屋が足りない、職員が不足している、などがあり開催をずらしているというケースが多かったものでございます。

先例でそのようになっているとは知らなかった。

榎本委員長

「審査予備日を設けること」につきましては、事前に調べることはいいが、その方法については検討が必要との意見で、概ね一致しておりますことから、再度の検討課題とさせていただきます。

また、「開催日時」については、現状維持、同時開催は避けたほうが良いなど意見の一致が見られませんでしたので、これにつきましても、再度の検討課題とさせていただきます。

次に、「会議録の充実について」でございますが、この件につきましても、提出会派であります■■■■さんから、再度、ご説明願いたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

先ほどの「即日発行」の話の中に、この提案の話も含んでいる。先ほどの結論で良い。

榎本委員長

次に、「委員会に出席する職員を減らすこと」及び、「委員会に付託される案件」でございますが、この件につきましても提出会派であります、■■■■さんから、再度ご説明願いたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

「委員会に出席する職員を減らすこと」については、テレビ公開との関連もあるが、川口ではテレビ公開していないため、議会中は関係する職員だけが議会棟に来ており、議会における議論が下の方の職員に伝わっていない。

また、管理職などが議会に詰めてしまい、現場で判断できず業務が滞る懸念もある。

委員会などで答弁できなくなることは問題であるが、出来るだけ現場に影響の少ないよう対応すべきとの提案である。

「委員会に付託される案件」については、委員会の質疑の中で、質問と答弁が噛み合っていないケースが多々見受けられる。委員長が委員会の進行をスムーズに行うために、過去の経緯など、委員長と事前に調整する必要があるのではないかという提案である。

榎本委員長

ただいま、■■■■さんから説明がございましたが、これを受けて■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんからご意見等がありましたら、お願いいたします。

■■■■さんいかがでしょうか。

出席する職員については、提案に反対する訳ではないが、必要だから来ているのではないのか。本会議については発言通告しており、ある程度対応はできるだろうが、委員会については、どのような質問が出てでも対応できる体制をとる必要があるのではないのか。

しかし、市民サービスの低下を招かないよう、必要最小限の人員で対応すべきということは賛成する。

付託案件については、全ての答弁が完璧であることが理想であるが、どこまで委員長との想定で調整ができるのかは疑問である。

委員長の進行が大変にならないに越したことはないが、理事者に努力してもらうしかないのではないのか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

出席する職員については、必要だから来ていると考えているが、現場の作業効率が低下するのは避けなければならない。いずれにしても現場の判断である。現場の職員が判断すれば良いことではないのか。

付託案件については、委員長が事前に全てを把握するという事は、作業的に可能なのか。そこまでする必要はあるのか。これまでなされていないという歴史がある。必要に応じて委員長が聞けば済むことではないか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

出席する職員について、現場の作業効率を上げることは重要であるが、減らすということについて、議会サイドでは判断できないものではないか。

付託案件については、決算審査については事前の調整は重要である。特別委員会については、議題について特別委員会の中で決めるのが本来であるが、現状は議題ではなく報告事項という形になっている。議会の権能という観点から考えると委員会で特定の事項について検討し、執行部を動かしていくという流れが本来であるが。かつて、例えば市民病院や庁舎問題など、検討の目的が明確であった時は、報告事項ではなく協議事項であった。

本提案は、案件を事前に説明して欲しいということなのか、主として、委員長に事前説明してほしいということなのかどうか、などが会派内で議論した内容である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

出席職員については、考え方は賛成するが、一方で、理事者全体に議論を周知するという大事な側面もある。まだ検討する余地があるのではないか。

付託案件については、理事者と委員長での調整となると、恣意的な判断がなされてしまう危険性がある。理事者側の考えに流されてしまう危険性を懸念する。

榎本委員長

それぞれの会派から、ご意見等を拝聴いたしましたが、確認の意味も含めて、ご質問等はございませんか。

出席職員については、現場の職員も議論を知る必要もあり、減らすということよりも、現場の作業効率を上げるということを念頭におき、必要のない職員は来ないようにするという趣旨である。

付託案件について、委員会の議論は委員長がまとめている。まとめる立場に立った時に、案件を十分理解していないとまとめられない。

質問者も捉えきれていない場合があり、委員長はそのコントロールを行う必要があるとの思いである。方法について、こうでなければならないというものはない。

榎本委員長

他にご意見はございますか。

付託案件の議論について、事前に説明を受けることは、これまでの議論を踏まえ、委員会をスムーズに進めるためには必要なことではないか。

出席職員については、余分な職員は来ていないとの考えであるが、現場の作業効率を上げるようにするということが良いのではないかと。

榎本委員長

出席職員についてのただいまの議論をまとめると、現場の作業効率の低下は避けるべきとの意見や、職員が判断すべきとの発言がございました。

結論として、必要最小限は必要であるが、現場での作業効率を下げない、むしろ上げるようにすべきというまとめ方でよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

榎本委員長

それではそのようにお願いいたします。

付託案件については、事前説明することは良いことではないかとの意見や、現状維持が良いという意見もございました。

本提案につきましては、意見の一致は見られませんでしたので、本日の意見を踏まえ、再度、ご検討をお願いいたします。

次に、「4 その他改善すべき課題等」のうち「政務調査費に関すること」について検討して参りたいと存じますが、「政務調査費に関すること」につきましては、前々回の小委員会において、各会派の意向・考え方を報告いただいた後、意見の交換を行いました。

その前々回の協議概要は、大方の意見としては、「使途について、公開することは良い」とのことでありました。

しかしながら、公開するにあたっては、          さんが、領収書の添付方法、保管方法について全会派が一致できる方法を検討すべきであるとの意見、          さんが、政務調査費の本来のあり方について検討すべきであり、また、全面公開する場合は、個人情報との関係で政治家個人の行動を制限することにもなりかねないことから、どこまで公開するのは検討すべきであるとの意見、          さんが、領収書がないものの取り扱いを含め、議会としてのルールを作るべきであるが、各会派の経理責任者で研究会等を設置し、小委員会と並行して検討すべきであるとの意見、          さんが、精算時に領収書を添付すべきであるとの意見、          さんが、政務調査費はもともと税金であり、全面公開すべきであるとの意見。

したがって、領収書の添付等々については、意見の一致を見るには至らず、さらに検討を深め、協議することとした次第であります。

それでは、その後の各会派の検討状況についてはいかがでしょうか。

          さんいかがでしょうか。

           政務調査費の対応については非常に難しい問題である。昨今、市民オンブズマン等からの質問状も来ており、議員個人に対しても質問が来ている状況であり、早急に検討すべき課題である。

領収書の添付は避けて通れないという前提に立ち、各会派の意見を一致させていくための、きっちりとした協議が必要である。

経理責任者の協議と、小委員会の協議を並行して行うとの意見があるが、双方の方向性が一致すれば良いが、ずれた場合はどうするかなど、具体的な方法については、検討中である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

別に委員会を設けてということではなく、この小委員会で検討すれば良いという話が出た。領収書の添付と公開について、公開に関しては一定の金額を決めて行えば良いという議論があった。また、現在会派に支給されているものを議員個人に支給すればいいのではないかなどの意見が出た。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

領収書を添付するということは大事なことである。■■■■さんの意見にあったように、全会派がそういう方向に向くためにはどうすれば良いのか。また、政務調査費の支出基準、金額など、領収書の添付のみならず、総体的に議論をして答えを出すべきである。その上で、基準を作ることが重要である。

川口市議会として基準を編み出していく、先進例を作っていくとの思いで言っている。ただし、それには、現状はどうなっているのかという検証が必要である。

この問題については、だらだらとするのではなく、早急に一定の基準を作成する必要がある。■■■■さんから、会派への支給から個人への支給にするという意見もあった。これらのことも含めて基準を作る必要がある。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

領収書を添付すべき方向で考えているが、方法論や基準については、各会派が合意して行う必要がある。

議員個人に支給する場合は、個人事務所の経費をどうするのかなど、かなり突き詰めた基準を作る必要がある。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

政務調査費は市民の税金であることから、公開すべきと考えている。

経理担当者などが集り基準を作る必要がある。どの項目に、どの経費が入るのかなど、会派ごとに違ってしまうと意味がない。

基準を作り、できた段階で公開するという考えである。

榎本委員長

公開するという方向では、各会派一致しておりますが、公開にあたって基準を作る必要があるとの意見、支給のあり方・額等総体的な判断が必要であるとの意見、支給対象を会派から個人に変更するなど様々な意見が出されました。

つきましては、本日の意見を踏まえて、各会派で基準作りを行なっていただき、本小委員会に持ち寄って、再度、検討するというところでよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

榎本委員長

それでは、そのようにお願いいたします。

なお、前回、意見の一致を見ました「常任委員会の傍聴者に委員会付託表を配布する」ことについては、次回の議会運営委員会に報告し、了承を得た上で対応

して参りますので、よろしくお願いいたします。

また、「中間報告」でございますが、前回お配りした報告書に、前回及び今回の協議結果を加え、議会運営委員会に報告し、了承を得た上で全議員に配付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回の日程につきましては、7月14日（金）、午前10時から、第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

なお、次回は、「3 視察のあり方について」及び「4 その他改善すべき課題等」のうち、検討されていない事項、並びに「政務調査費に関すること」をご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定いたしました協議事項は終了いたしました。

以上をもちまして、第8回「議会改革小委員会」を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午後 3時42分